

I 情報公開制度の運用状況

1 公開請求の状況

市では、情報公開制度の総合的窓口となる「情報公開総合窓口」で情報公開請求^(注)の案内、相談や受付を行っており、令和4年度の制度の運用状況は次のとおりでした。

(注) 長岡京市情報公開条例の施行日の前（平成12年3月31日以前）に作成又は取得した情報に対する公開請求は、任意的公開に係る「申出」としています。

(1) 請求（申出）件数及び請求（申出）内容

令和4年度の公開請求は62件ありました。なお、申出はありませんでした。

請求の内容は、事務執行に関する情報が19件、契約行為（契約、入札、仕様書等）に関する情報が32件、開発・まちづくり協議に関する情報が7件、住居表示・地番・道路等に関する情報が3件、農地に関する情報が1件となっています。

(2) 請求（申出）に対する処理状況

令和4年度に請求（申出）があった62件に対する処理の内訳は、全部公開21件、部分公開32件、文書不存在4件、取下げ3件、保留（年度末において公開等決定の期限未到来のもの）2件でした。非公開や存否応答拒否としたものはなく、部分公開を含めた公開率は100%となっています。

(表-1) 請求(申出)の処理状況内訳

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
処 理 の 状 況	1 全部公開	21	20	43
	2 部分公開	32	22	22
	3 非公開	0	0	0
	4 文書不存在	4	3 (1)	1
	5 存否応答拒否	0	0	0
	6 取下げ	3	2	2
	7 保留	2	6	0
合 計		62	53 (1)	68
公開率[(1+2)/(1+2+3)]		100.0%	100.0%	100.0%

※ ()は、申出の件数を再掲

(3) 公開の方法

情報公開（申出）の請求者は、当該情報の閲覧又は写しの交付を受けることができます。令和4年度に全部公開又は部分公開した53件の公開方法は、写しの交付が48件、閲覧が5件でした。

(4) 請求（申出）者の内訳

令和4年度の請求（申出）者の実人数は、31人でした。内訳は、市内に住所を有する者が13人（請求・申出件数17件）、市内の事務所又は事業所に属する者が4人（同7件）、市外に住所を有する者が4人（同10件）、市外の事務所又は事業所に属する者が10人（同28件）となっています。

（表－2）請求(申出)者別内訳

請求（申出）者区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
1 市内に住所を有する者	13 (17)	6 (15)	5 (9)
2 市内の事務所又は事業所に属する者	4 (7)	2 (2)	2 (2)
3 市外に住所を有する者	4 (10)	9 (14)	5 (18)
4 市外の事務所又は事業所に属する者	10 (28)	10 (22)	23 (39)
合計	31 (62)	27 (53)	35 (68)

※（ ）は、請求・申出の件数

(5) 請求（申出）の実施機関別内訳

令和4年度に公開請求（申出）のあった62件の実施機関別の内訳は、市長（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含みます。）53件、教育委員会8件、議会1件でした。

市長部局の内訳は、対話推進部4件、総合政策部12件、市民協働部6件、環境経済部6件、健康福祉部8件、建設交通部10件、会計課1件、上下水道部6件となっています。

(6) 部分公開・非公開の内容と内訳

非公開としたものはなく、部分公開の32件は、個人に関わる情報や、法人や事業を営む個人の権利利益を害するおそれがある情報、事務事業の公正かつ適切な執行に支障が生ずるおそれがある情報など一部事項を非公開としたものです。

（表－3）部分公開・非公開事項の内訳

非公開事項（条例第6条）	令和4年度	令和3年度	令和2年度
第1号 個人情報	19	11	7
第2号 法人情報	19	17	12
第3号 法令秘情報	0	0	1
第4号 国等関係情報	0	0	0
第5号 意思形成過程情報	1	0	1
第6号 合議制機関等情報	0	0	2
第7号 事務事業執行情報	4	0	3
第8号 生命・財産等保護情報	3	0	0
合計	46	28	26

※ 1件の公文書中に複数の非公開事項が含まれる場合があるため、部分公開・非公開の合計と合致しないことがあります。

(7) 不服申立ての状況

令和4年度は、公開決定等に対する審査請求はありませんでした。

2 情報提供の状況

(1) 市民情報コーナー

市民情報コーナーは、市役所内に設置し、実施機関（市）が作成・収集した行政資料を提供しています。情報公開請求に当たって参考となる公文書目録も配架し、公開請求の案内や受付を行っています。

展示している主な行政資料は、市の基礎情報、各種計画、事業や制度に関する情報で、主なものは、表-4のとおりです。

令和4年度に新たに展示した行政資料は、127冊でした。市民情報コーナーの配架資料は自由に閲覧でき、写しを必要とする人には自己負担（A3サイズまで10円/枚）でコピーすることもできます。

展示のほか、市の発行した有償刊行物の販売も行っています。

(表-4) 情報提供している主な資料

分野	資料（主なもの）
市政一般	総合計画、統計書、地区別年齢別人口統計表、予算書、決算書、主要施策の成果等説明書、財政公表、予算審査常任委員会・決算審査特別委員会資料、行財政改革大綱、市長・議長交際費内訳明細、施設管理委託契約状況、発注見通しの公表、工事積算内訳、指定管理者導入施設一覧、財政白書、長岡京市史、長岡京歴史散歩、長岡京市埋蔵文化財センター年報等
「こども」	子ども・子育て支援事業計画、教育振興基本計画、長岡京市の教育等
「くらし」	地域健康福祉計画、健康増進計画、食育推進計画、障がい者（児）福祉基本計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、男女共同参画計画、自殺対策計画等
「かがやき」	人権教育・啓発推進計画、スポーツ振興計画、図書館年報等
「まち」	庁舎等再整備基本構想、都市計画マスタープラン、市民協働のまちづくり推進計画、地域防災計画、市営住宅等長寿命化計画、観光戦略プラン、消防統計、水防事業計画、空き家等対策計画等
「みどり」	景観計画、景観形成ガイドライン、みどりの基本計画、西山森林整備構想、環境基本計画、環境マネジメントマニュアル、一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画、水道事業年報、水道統計期報、長岡京市の下水道等
「けいえい」	シティプロモーションガイドライン、人事行政の運営状況の公表等
議会	議案書、会議録、議会活動状況、議会だより、政務活動費収支報告書等

※ 分野は、長岡京市第4次総合計画の分類に基づきます。

(2) 行政資料展示コーナー

行政資料展示コーナーは、中央公民館、図書館、総合交流センター、多世代交流ふれあいセンターの4箇所の公共施設内に設置し、利用者の利便に努めています。令和4年度は、29冊（うち13冊は中央公民館・図書館のみ配架）の行政資料を新たに配架しました。

(3) 市ホームページ

市のホームページでも多様な情報の提供に努めています。令和4年度のホームページ全体のアクセス数は、725万2,000件でした。

いつでもどこでも必要な情報を得ることができるよう、一般公開情報端末「キオスク端末」を市内10箇所と市外1箇所（京都府乙訓総合庁舎）に設置しています。

(4) 有償刊行物の販売状況

市民情報コーナーでは、刊行物の有償頒布を行っており、令和4年度に取り扱った刊行物は、表-5のとおりです。

(表-5) 市民情報コーナーで取り扱っている有償刊行物

刊行物	発行年月	所管課(室)	価格
長岡京市第4次総合計画第2期基本計画	R3. 3	総合計画推進課	2,970円
長岡京市男女共同参画計画 第7次計画	R3. 3	男女共同参画センター	1,470円
第2次長岡京市人権教育・啓発推進計画	H29. 3	共生社会推進課	780円
長岡京市第2次地域健康福祉計画	H28. 3	社会福祉課	800円
長岡京市第2次地域健康福祉(中期)計画	R3. 3		350円
長岡京市第2次健康増進計画	R3. 3	健康づくり推進課	200円
長岡京市第3次食育推進計画	R3. 3		180円
第6次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画・長岡京市障がい福祉計画(第6期計画)・長岡京市障がい児福祉計画(第2期計画)	R3. 3	障がい福祉課	1,200円
長岡京市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画	R3. 3	高齢介護課	660円
長岡京市子ども・子育て支援事業計画	H27. 3	子育て支援課	500円
第二期長岡京市都市計画マスタープラン	H28. 3	都市計画課	1,000円
長岡京市景観計画	H30. 12		900円
長岡京市景観形成ガイドライン〔改定版〕	R2. 10		500円
長岡京市みどりの基本計画〔改定版〕	H29. 3	公園緑地課	840円
令和3年度 水道事業年報	R4. 12	上下水道総務課	630円
令和4年度版 長岡京市の下水道	R4. 9		200円
長岡京市第2期教育振興基本計画	R3. 3	教育総務課	850円

※ 令和5年3月31日現在

※ 上記のほか、統計書、地図は会計課窓口で市史等は文化財保存活用課(図書館3階)で販売しています。

II 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報取扱事務の登録等

個人情報取扱事務登録簿は、個人情報を取り扱う事務とその目的、取り扱う個人情報の内容等を明らかにするとともに、市民の本人に関する情報（自己情報）の閲覧等を容易にするために作成するものです。

令和4年4月1日現在の登録簿への登録数は346件となっています。

(表-6) 個人情報取扱事務の実施機関別登録数

実 施 機 関		登録簿件数(R4. 4. 1)
市 長	対話推進部	24
	総合政策部	8
	市民協働部	35
	環境経済部	25
	健康福祉部	130
	建設交通部	32
	会 計 課	2
	上下水道部	7
	計	263
教育委員会		72
選挙管理委員会		4
公平委員会		1
監 査 委 員		1
農業委員会		1
固定資産評価審査委員会		1
議 会		3
合 計		346

2 自己情報の開示請求等

(1) 請求件数及び請求内容

令和4年度の自己情報開示請求は21件ありました。内訳は、市民協働部が住民票の写し・戸籍謄本の請求履歴、印鑑登録申請、課税台帳など10件、健康福祉部が要介護認定調査票、主治医意見書、事故報告書、診療報酬、異動届など11件でした。なお、訂正、削除、利用中止の請求はありませんでした。

(2) 請求に対する処理状況

令和4年度に請求があった21件に対する処理の内訳は、全部開示5件、部分開示16件でした。不開示や文書不存在、存否応答拒否、取下げ、保留としたものはなく、部分開示を含めた開示率は100%となっています。

(表－7) 自己情報開示請求の処理状況内訳

区 分		令和4年度	令和3年度	令和2年度
処 理 の 状 況	1 全部開示	5	4	5
	2 部分開示	16	8	7
	3 不開示	0	2	0
	4 文書不存在	0	1	3
	5 存否応答拒否	0	0	0
	6 取下げ	0	0	0
	7 保留	0	0	0
合 計		21	15	15
開示率[(1+2)/(1+2+3)]		100.0%	85.7%	100.0%

(3) 自己情報開示請求の実施機関別内訳

令和4年度に請求があった21件は、全て市長（上下水道事業の管理者の権限を行う市長を含みます。）が保有する情報でした。

市長部局の内訳は、市民協働部10件、健康福祉部11件となっています。

(4) 部分開示・不開示の内容と内訳

不開示としたものではなく、部分開示の16件は、開示請求者以外の特定の個人に関わる情報や、法人や事業を営む個人の権利利益を害するおそれがある情報、事務事業の公正かつ適切な執行に支障が生ずるおそれがある情報など一部事項を不開示としたものです。

(表－8) 部分開示・不開示事項の内訳

不開示事項（条例第12条の2）	令和4年度	令和3年度	令和2年度
第1号 請求者の生命等保護情報	0	1	0
第2号 第三者の個人情報	14	9	6
第3号 法人情報	12	4	3
第4号 法令秘情報	0	2	0
第5号 信頼関係保持情報	0	0	0
第6号 意思形成過程情報	0	0	0
第7号 事務事業執行情報	2	0	0
第8号 国等関係情報	0	2	0
合 計	28	18	9

※ 1件の公文書中に複数の不開示事項が含まれる場合があるため、部分開示・不開示の合計と合致しないことがあります。

(5) 個人情報の外部提供・目的外利用

個人情報の外部提供は2件、目的外利用は6件ありました。

(表-9) 外部提供の内訳

外部提供の事務の名称	提供先	提供課	利用・提供情報
学校給食費管理システム稼働に伴う事務	学校教育課	市民課	住民基本台帳（氏名、親族・続柄、生年月日・年齢、住所）
教育振興基本計画策定に向けた校区別児童生徒数推計作成に係る事務	教育総務課	市民課	住民基本台帳（氏名、親族・続柄、生年月日・年齢、住所）

(表-10) 目的外利用の内訳

目的外利用の事務の名称	利用課	提供課	利用・提供情報
児童扶養手当有資格者に係る事務	医療年金課	子育て支援課	児童扶養手当有資格者に係る情報
身体障害者手帳および療育手帳にかかる事務	医療年金課	障がい福祉課	対象手帳の等級
京都府子育て家庭緊急支援事業（図書カードの配布）に係る事務	子育て支援課	市民課	住民基本台帳（氏名、住所、生年月日）
		男女共同参画センター 子育て支援課 障がい福祉課 国民健康保険課 健康づくり推進課	・氏名、生年月日、現に居住している住所（別な場所で生活している児童） ・氏名、生年月日、施設名、施設所在地（施設等に入所している児童及び世帯員）
裁判員候補者予定者名簿の作成及び検察審査員候補者予定者名簿の作成	総務課	市民課	住民基本台帳（抽出対象者の氏名、住所、生年月日、本籍、個人コード）
長岡京市景観計画に係る市民の景観評価調査を目的とした「アンケート調査」に係る事務	都市計画課	市民課	住民基本台帳（氏名、住所、生年月日）
「長岡京市第10次高齢者福祉計画」「第9期介護保険事業計画」計画策定に向けたアンケート調査の実施	高齢介護課	市民課	住民基本台帳（氏名、住所、性別、生年月日）

(6) 不服申立ての状況

令和4年度は、開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

Ⅲ 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会の運営状況

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じた答申や、実施機関への意見具申を行うなど、制度の適正かつ円滑な運営を推進するために設置されています。

審議会の委員は公募委員2人を含む9人で構成されています。

令和4年度の審議会の開会状況は、表-11のとおりでした。会議は、広く公開するためにホームページで開会日を周知するとともに、議事録を掲載しています。

(表-11) 長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会開会状況

	開 会 日	案 件
第1回	令和4年7月14日	(1) 諮問 令4-1、2について 【諮問1】長岡京市通話録音装置の設置に伴う個人情報の外部提供について(公共資産活用推進室) 【諮問2】京都府子育て家庭緊急支援事業(図書カードの配布)に係る個人情報の外部提供について(子育て支援課) (2) 個人情報保護法の改正について (3) その他
第2回	令和4年10月31日	(1) 諮問 令4-3、4、5について 【諮問3】長岡京市景観計画に係る市民の景観評価調査を目的とした「アンケート調査」のための個人情報の目的外利用について(都市計画課) 【諮問4】市庁舎及びその敷地における防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集及び外部提供について(公共資産活用推進室) 【諮問5】自衛官募集に係る募集対象者情報の外部提供について(総務課) (2) 個人情報保護法の改正について (3) その他
第3回	令和5年2月17日	(1) 諮問 令4-6について 【諮問6】個人情報の保護に関する法律に基づく運用について(総務課) (2) その他

令和4年度に行った審議会の答申の内容は、9～14ページのとおりです。

答 申 書

答 申 番 号	令 4 - 1	答 申 日	令和 4 年 7 月 2 9 日
審 議 件 名	長岡京市通話録音装置の設置に伴う個人情報の外部提供について		
審 議 日	令和 4 年 7 月 1 4 日		
内 容			
<p>本件は、通話録音装置の設置に伴う、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の外部提供について本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、所管課である公共資産活用推進室から説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市においてすでに通話録音装置を導入している部署があり、全庁的に導入することとなった。 ・令和元年に近隣の市職員が市民から不当要求を受け、職員逮捕にまでつながった事件が発生した。また、本市法令遵守マネージャーから不当要求等の対策として通話録音装置導入の提案を受けていたことから、職員への不正な圧力を排除することを目的として、通話録音装置を設置するものである。 ・法令に基づき裁判所、捜査機関、弁護士会等から提供を求められた場合、また、市長が必要と認めた場合に情報提供を行うものである。 ・他市町村においても通話録音装置を設置している。 ・統括管理責任者（総合政策部長）、管理責任者（公共資産活用推進室長）を置き、基本的に作業を行うのは、公共資産活用推進室職員に限るものとする。また、通話録音装置の適切な設置と管理運用を行うため、「長岡京市通話録音装置の設置及び運用に関する要綱」を定める。 ・業務の公正かつ適正な執行の確保（電話対応品質の向上を含む。）をし、犯罪の防止及び職員への不正な圧力を排除することが通話録音装置の設置目的である。 ・通話録音装置は、施錠された電話交換機室内に設置し、設置、保守及び点検業務は管理責任者（公共資産活用推進室長）が認める事業者が行う。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、外部提供することについては問題ないとの結論に達した。</p> <p>①本人の聴取について</p> <p>実施機関が認めたときは、通話を行った本人に限り、通話録音データを聴取させることができる。通話を行った本人が通話録音データの提供を求めた場合の取扱いについては、その特段の事情の有無、内容に基づき実施機関において慎重に判断すること。</p> <p>②外部提供について</p> <p>法令に基づき裁判所、捜査機関、弁護士会等から通話録音データの聴取又は提供を求められた場合（令状による場合を除く。）で、通話録音データを聴取し、又は提供を受けることしか、聴取又は提供を求める目的を達成することができないと市長が認めたときは、通話録音装置の設置目的の範囲内において、通話録音データを聴取させ、又は通話録音データを提供することができる。</p> <p>③「条例」と「要綱」の関係について、明確にし、要綱を適正に規定すること。</p>			

答 申 書

答 申 番 号	令 4 - 2	答 申 日	令和 4 年 7 月 2 9 日
審 議 件 名	京都府子育て家庭緊急支援事業（図書カードの配布）に係る個人情報の外部提供について		
審 議 日	令和 4 年 7 月 1 4 日		
内 容			
<p>本件は、京都府が府内市町村に住民登録をしている平成 2 8 年 4 月 2 日以降に生まれた 6 歳以下の児童に、1 人あたり 5,000 円の図書カードを配布するにあたり、住基情報等の個人情報を外部提供したく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、利用しようとする住基情報、住民登録を置いたままで、DVにより別な場所に生活している 6 歳以下の児童及び施設等への入所措置又は契約により施設等に入所している 6 歳以下の児童（以下「DV避難者等」という。）の情報について、所管課である子育て支援課から説明を受け、以下のとおり確認した。</p> <p>ア 外部提供の理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正に、図書カードの交付対象者を確定し交付事務を行うため、個人情報保有課から情報の提供を受ける必要がある。 <p>イ 個人情報の保有課と利用しようとする項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基情報（市民課）： <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童及び世帯員については「氏名」「住所」「生年月日」 ・DV避難者等の情報（男女共同参画センター・子育て支援課・障がい福祉課・国民健康保険課・健康づくり推進課・市民課）： <ul style="list-style-type: none"> ○ 別な場所で生活している児童については「氏名」「生年月日」「現に居住している住所」 ○ 施設等に入所している児童及び世帯員については「氏名」「生年月日」「施設名」「施設所在地」 <p>ウ 外部提供先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府 <p>エ 保護措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府職員及び委託により情報を取り扱う業者に対し、個人情報の保護を徹底する。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を外部提供することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①DV避難者等の個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。 ②抽出した個人情報は適切に保管・管理し、処理終了後はデータを削除すること。 ③データの提供については、専用ファイル交換サーバーを利用し、より安全性の高い方法で実施すること。 ④個人情報の安全管理措置を講ずることを京都府が京都府職員及び受託業者に徹底すること。 <p>なお、受託業者以外の業者が個人情報を取り扱うことがある場合は、京都府は、その取扱いができる根拠が正当なものであることを確認し、その業者に対しても個人情報の安全管理措置を講ずることを徹底すること。</p>			

答 申 書

答 申 番 号	令 4 - 3	答 申 日	令和 4 年 1 1 月 4 日
審 議 件 名	長岡京市景観計画に係る市民の景観評価調査を目的とした「アンケート調査」のための個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 4 年 1 0 月 3 1 日		
内 容			
<p>本件は、豊かで魅力的な景観づくりのため平成 2 0 年に「長岡京市景観計画」を策定し、調査研究を重ねながら景観行政に取り組んでおり、景観づくりは市の賑わいやまちへの愛着を生むきっかけと考え、京都大学と協働し、地域住民に対し大切に感じる場所に関するアンケート調査を行うため、住民基本台帳の情報を目的外利用したく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、所管課である都市計画課から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象は、長岡京市在住の 1 8 歳以上の 6 0 0 人（無作為による抽出）である。 ・本件で利用しようとする個人情報は、住民基本台帳に記載のある上記調査対象者の「住所」「氏名」「生年月日」である。なお、調査表郵送用封筒の宛名シール（ラベルシール）への記載は、「住所」「氏名」である。 ・調査対象者の抽出は本市の電算システム（市民アンケート調査システム）により職員が行う。 ・調査表郵送用封筒へのラベルシールの貼付、調査票の発送・回収は市職員が行う。 ・処理終了後、データファイルは削除し、業務完了後には、ラベルシールを廃棄する。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、当該アンケート調査実施に関する個人情報を目的外利用することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。 ②抽出した個人情報は適切に保管・管理し、処理終了後はデータを削除すること。 ③出力したリストは適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。 			

答 申 書

答 申 番 号	令 4 - 4	答 申 日	令和 4 年 1 1 月 4 日
審 議 件 名	市庁舎及びその敷地における防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集及び外部提供について		
審 議 日	令和 4 年 1 0 月 3 1 日		
内 容			
<p>本件は、市庁舎及びその敷地内の適正管理、犯罪・事故の防止及び発生時の検証等を目的として庁舎への防犯カメラを設置するため、長岡京市個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集及び第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づく個人情報の外部提供について、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、所管課である公共資産活用推進室から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置台数（予定） カメラ台数：41 台（1 期：18 台、2 期：23 台）、EV カメラ台数：3 台（1 期：2 台、2 期：1 台） ・市庁舎内及び敷地内の動線にカメラを設置。市庁舎建物内は通路に設置。 ・録画データは設備管理室内の中央監視システムで管理しており、所管課職員及び委託された設備管理人のみ操作可。 ・最大16分割（毎秒30コマ）表示。 ・記録期間は概ね2週間程度で自動上書き。 ・防犯カメラの設置台数及び撮影場所は必要最小限とする。 ・外部提供は、法令に基づき裁判所、捜査機関、弁護士会等からの提供を求められた場合、また生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合とする。 ・特定の場所又は機器等の管理のために設置された防犯カメラについては、録画方法や記録期間はカメラの仕様による。 ・防犯カメラの適切な設置と管理運用を行うため、「長岡京市役所庁舎防犯カメラ運用方針」及び「長岡京市役所庁舎防犯カメラ設置及び管理運用要領」を定める。 <p>本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、当該防犯カメラ設置に伴う個人情報の収集及び外部提供することについては問題ないとの結論に達した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。 ②画像データの収集については、撮影範囲は必要最小限とし、不必要なデータ収集を行わないこと。 ③収集した個人情報は適切に保管・管理し、保管期間終了後はデータを適切に削除すること。 ④画像の閲覧、提供については、法令に基づく場合や生命、身体及び財産の保護等公共の利益のためだけに使用することとし、管理責任者又は管理責任者が指名する者の立ち会いのもとで行うこと。 			

答 申 書

答 申 番 号	令 4 - 6	答 申 日	令和 5 年 4 月 1 9 日
審 議 件 名	個人情報の保護に関する法律に基づく運用について (長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 5 年 4 月 1 日施行) 第 8 条関係)		
審 議 日	令和 5 年 2 月 1 7 日		
内 容			
<p>本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)により改正された個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)が令和 5 年 4 月 1 日に施行され、本市が取得・保有する個人情報についても法が適用されることに伴い、法の適正な運用を図るために、法第 66 条第 1 項の規定に基づいて本市において講ずべき保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全措置に関する基準を定めるとともに、法第 61 条に基づく個人情報の保有並びに法第 69 条に基づく目的外利用及び提供についての考え方を明確にするために、長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会に関する条例第 2 条に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、資料 1 に基づいて安全措置に関する基準について、資料 2 に基づいて個人情報の保有並びに目的外利用及び提供についての考え方について、所管課である総務課から説明を受け、以下の通り確認した。</p> <p>【安全措置に関する基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 管理体制」⑦については、本市独自の取扱いであるところ、定期的に毎年一年間の個人情報の利用に関する報告書を作成するので、これに合わせて本審議会に報告をし、本審議会において目的外利用の相当な理由等を確認する趣旨である。件数が多ければ、報告する機会を増やす。電子計算機結合については従前より本審議会への諮問事項ではなかったもので、上記報告書の対象外であるところ、総務課に協議された件数等を確認しながら会長に随時確認する。 ・「3 職員の責務について」に定める「規程等」については、本基準も含むものとし、本基準違反は懲戒責任を問う際の考慮事項になる。 ・「4 保有個人情報の取扱い」【アクセス制御】については、多重要素認証を行っている。 ・「4 保有個人情報の取扱い」【廃棄等】(8)については、長岡京市文書管理規程との関係を整理する必要がある。 ・「5 情報システム」【オンライン結合】(19)については、法令上結合が義務付けられている場合であっても、市として必要な保護措置が講ぜられているか否かを確認する。 ・「6 電子サーバ室等の安全管理」(2)について、「電算サーバ室の出入口の特定化」については、いくつも出入口を作らない趣旨である。 ・「10 安全管理上の問題への対応」について、本市では平成 28 年に要綱でシーサート(CSIRT)に相当するものを置いている。 			

【個人情報の保有並びに目的外利用及び提供についての考え方】

・資料2の「法第61条」の説明にある「法令に基づく場合のみ」は、「法第69条」の説明にある「法令（条例含まず）に基づく場合」の方ではなく、「法令（条例含む）に基づく所掌事務を遂行するため相当な理由がある場合」の方と同じ趣旨である。しかし、「地域の事務」（地方自治法第2条第2項）については個別の法令の定めがないので、条例、規則等を定めたいで運用すべきである。

本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、安全措置に関する基準、および、個人情報の保有並びに目的外利用及び個人情報の目的外利用についての考え方については問題ないとの結論に達した。

- ① 「1 管理体制」の⑦の定期的な確認については、原則年1回でよいが、必要に応じて年間複数回を行うこと。
- ② 「3 職員の責務」については、本基準違反は懲戒事由にもなり得ることを記載すること。
- ③ 「4 保有個人情報の取扱い」の【廃棄等】(8)の趣旨が不分明なところがあるので長岡京市文書管理規程の定めと整合性をとること。
- ④ 「5 情報システムにおける安全の確保等」の(19)のオンライン結合については、公益上必要があり結合が認められる場合でも保護措置について市で検討すること。
- ⑤ 「10 安全管理措置上の問題への対応」については、コンピュータセキュリティ事故対応チーム（CSIRT）に関する規定を記載すること。
- ⑥ 法第61条に基づき「法令（条例を含む。…）の定める所掌事務」を遂行するために個人情報を保有する場合であって個々の法令に根拠のない自治事務については、当該事務に関し条例、規則、要綱等を定めたいで個人情報を保有すること。

※「【諮問5】自衛官募集に係る募集対象者情報の外部提供について」は継続審議

IV 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

情報公開条例は、「原則公開の精神」に立って運用されていますが、公開することにより市民の基本的権利が侵害されたり、行政の執行が著しく阻害されたりすることは望ましくありません。そこで、条例では、一定の場合、例外的に情報を公開しないことができると定めています。

また、個人情報保護条例における自己情報の開示についても、個人の指導や診断、評価等に関する個人情報で、本人に知らせないことが正当と認められるものなどは開示しないことができると定めています。

しかし、これら例外事項の解釈は、条例の趣旨に照らし厳密に行われなければならないと、また、情報公開請求権や自己情報開示請求権を保障し、制度を真に実効あるものとするためには、非公開・不開示決定処分等に対する救済手続きが保障されていなければなりません。

請求に対する非公開・不開示の決定処分等に不服がある場合、行政不服審査法による審査請求をすることができますが、同法による審査請求があったときは、実施機関は、長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決をしなければならない、と条例で定めています。

審査会は、長岡京市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例によって設置され、委員は4人の学識経験者で構成されています。

審議手続きについては、第三者的な立場から公平な審議を行うことができるよう行政不服審査法に準じた方式がとられています。

なお、令和4年度の情報公開等決定処分及び自己情報開示等決定処分に対する審査請求は、ありませんでした。

令和4年度の審査会の開会状況は、表－12のとおりでした。

(表－12) 長岡京市情報公開・個人情報保護審査会開会状況

	開 会 日	案 件
第1回	令和4年10月27日	(1) 会長の選出について (2) 会長職務代理の指名について (3) 報告案件 令和2年度答申第1号について (4) 個人情報保護法の改正について (5) その他